

○ 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 （略）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7)～(15) （略）</p> <p>六～十 （略）</p> <p>（義務船舶局の無線設備の機器）</p> <p>第二十八条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備（国際航海に従事する船舶のインマルサット船舶地球局の無線設備にあつては、無線電信による通信及び印字の機能を有するものに限る。）を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、同号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しない。ただし、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を越えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。</p> <p>8～10 （略）</p> <p>（義務船舶局等の無線設備の条件等）</p>	<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 （略）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 設備規則第四十九条の二十四第二項に規定する技術基準</p> <p>(8)～(16)</p> <p>六～十 （略）</p> <p>（義務船舶局の無線設備の機器）</p> <p>第二十八条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットC型又はインマルサットB型の無線設備（国際航海に従事する船舶のインマルサット船舶地球局の無線設備にあつては、無線電信による通信及び印字の機能を有するものに限る。）を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、同号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しない。ただし、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を越えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。</p> <p>8～10 （略）</p> <p>（義務船舶局等の無線設備の条件等）</p>

第二十八条の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第七項の規定により、同条第一項第三号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しないこととした場合における当該インマルサット船舶地球局及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備を同条第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局とする。

2 (略)

第二十八条の五 (略)

2 (略)

3 第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

4～7 (略)

(義務船舶局等の無線設備の操作)

第三十二条の十 (略)

一 (略)

二 前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備(第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。)

第二十八条の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第七項の規定により、同条第一項第三号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しないこととした場合における当該インマルサット船舶地球局及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型又はインマルサットB型の無線設備を同条第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局とする。

2 (略)

第二十八条の五 (略)

2 (略)

3 第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型又はインマルサットB型の無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

4～7 (略)

(義務船舶局等の無線設備の操作)

第三十二条の十 (略)

一 (略)

二 前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備(第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型又はインマルサットB型のものに限る。)

別図第二号（第 36 条の 2 第 1 項第 2 号関係）

1 （略）

2・3 （略）

別図第八号（第 36 条の 2 第 2 項第 2 号関係）

別図第二号（第 36 条の 2 第 1 項第 2 号関係）

1 （略）

2 インマルサットB型を使用するもの

<u>同</u> <u>期</u> <u>符</u> <u>号</u>	<u>呼</u> <u>出</u> <u>し</u> <u>の</u> <u>種</u> <u>類</u> <u>(注</u> <u>1)</u>	<u>自</u> <u>局</u> <u>の</u> <u>識</u> <u>別</u> <u>表</u> <u>示</u>	<u>相</u> <u>手</u> <u>局</u> <u>の</u> <u>識</u> <u>別</u> <u>表</u> <u>示</u>	<u>遭</u> <u>難</u> <u>の</u> <u>位</u> <u>置</u> <u>(注</u> <u>2)</u>	<u>通</u> <u>報</u> <u>の</u> <u>型</u> <u>式</u> <u>(注</u> <u>3)</u>	<u>誤</u> <u>り</u> <u>検</u> <u>定</u> <u>符</u> <u>号</u>
--	--	--	--	--	--	--

注 1 「00100000」であること。

注 2 空中線の仰角及び方位角をコード化したものであること。

注 3 引き続いて行う通報の型式等をコード化したものであること。

3・4 （略）

別図第八号（第 36 条の 2 第 2 項第 2 号関係）

1 インマルサットB型を使用するもの

<u>同</u> <u>期</u> <u>符</u> <u>号</u>	<u>呼</u> <u>出</u> <u>し</u> <u>の</u> <u>種</u> <u>類</u> <u>(注</u> <u>1)</u>	<u>自</u> <u>局</u> <u>の</u> <u>識</u> <u>別</u> <u>表</u> <u>示</u>	<u>相</u> <u>手</u> <u>局</u> <u>の</u> <u>識</u> <u>別</u> <u>表</u> <u>示</u>	<u>自</u> <u>局</u> <u>の</u> <u>位</u> <u>置</u> <u>(注</u> <u>2)</u>	<u>通</u> <u>報</u> <u>の</u> <u>優</u> <u>先</u> <u>度</u> <u>(注</u> <u>3)</u>	<u>自</u> <u>局</u> <u>の</u> <u>位</u> <u>置</u> <u>(注</u> <u>4)</u>	<u>通</u> <u>報</u> <u>の</u> <u>型</u> <u>式</u> <u>(注</u> <u>5)</u>	<u>誤</u> <u>り</u> <u>検</u> <u>定</u> <u>符</u> <u>号</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	--

1・2 (略)

注1 「11000000」であること。

注2 空中線の仰角の範囲をコード化したものであること。

注3 「01」であること。

注4 空中線の方位角の範囲をコード化したものであること。

注5 引き続いて行う通報の型式等をコード化したものであること。

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているインマルサットB型の無線設備については、この省令による改正後の施行規則の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までは、なお従前のとおりとする。